

地方消費税交付金（社会保障分）の用途

消費税率は2014年4月1日より5%から8%に、2019年10月1日より8%から10%に引き上げられ、地方消費税収は地方税法（昭和25年法第226号）第72条の115の規定により、全て「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。木祖村に交付される「地方消費税交付金」の用途（使い道）は次のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障分） 22,000 千円（予算額）

【歳出】

（単位：千円）

区 分		金 額	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				地方消費税 交付金	
民生費	社会福祉総務費	81,655	27,615	17,000	54,040
事業：社会福祉総務費		31,647	17,000	17,000	14,647
衛生費	保健予防費	8,130	5,248	5,000	2,882
事業：予防接種		7,882	5,000	5,000	2,882
合 計		89,785	32,863	22,000	56,922